

令和3年度 事業実施実績について

令和3年度においては、8本の柱を中心に活動を実施した結果、以下の成果を得ることができた。

I. 一般会計

1. 魅力ある建設コンサルタントに向けた環境整備とそのための活動基盤の充実

- (1) より一層魅力ある職場づくりとするため、建設コンサルタントが抱える諸課題の実態調査やその改善策を提案するとともに、働き方改革や担い手の育成・確保に極めて重要である技術者単価の引き上げ等の要望活動を行い改善が図られた。

また、建設コンサルタントがその役割を十分に果たし、社会資本の整備・保全を計画的・着実に推進するため、発注機関等との意見交換会を新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web方式により開催するとともに、国土交通省等に設置されている委員会等に対応した様々な課題について引き続き検討を行った。

- (2) 改正労働基準法を踏まえ働き方改革をなお一層推進するため、令和3年10月に働き方改革セミナーを集合開催とWeb配信との併用により実施した。

また、職場環境改善に向け、6月と10月の全水曜日に一斉ノー残業デーを実施するとともに、ウィークリースタンスを含めた様々な施策の実態調査を継続して実施した。

さらに、業界展望を考える若手技術者の会の活動も継続して行った。

- (3) 建設コンサルタント登録制度のさらなる活用促進のために、地方公共団体向けのアンケート内容と実施方法（Web）を検討した。

また、将来の法制化へ向けて、新たな資格の必要性、対象業務、求められる能力、活用方法及び資格試験のあり方について検討した。

- (4) 地域コンサルタントの健全な発展のため、地域コンサルタントの経営実態の把握として、受注額等の経年的な推移について広域コンサルタント・地域コンサルタント別に整理したほか、意欲ある地域コンサルタントが選定される入札契約制度のあり方等について、引き続き検討を行った。

- (5) 会員の経営改善等に資すべく、会員の経営・財務状況の分析を行い、経営分析説明会を開催（集合開催とWeb配信の併用）した。

また、建設コンサルタント賠償保険制度について、民法改正を踏まえた制度内容の検討や会員のニーズへの対応、業務領域の拡大を踏まえた保険制度の必要性の検討や保険の加入義務化など、適正な責任担保制度の確立に向けて検討を行うとともに、発注機関と公正な契約を締結するため損害賠償責任のあり方について検討を行い、「民法改正に伴う公共土木設計業務等標準委託契約約款の改正の要点と今後の検討課題」を取りまとめるとともにFAQを作成し協会ホームページに掲載した。

さらに、関係機関との勉強会で、協会としての主張を提示した。

2. 品質の確保・向上

(1) 平成 23 年 7 月に協会が策定した「品質向上推進ガイドライン」の活用状況や近年の品質確保向上策の実施状況を踏まえ、ガイドラインの改定方針をとりまとめるとともに、これまでに収集したエラー事例や品質セミナーで紹介した品質向上に関わる事例などを基にガイドラインの活用ツールを作成し、会員ホームページに公開した。

(2) 建設コンサルタントの技術力向上と成果品の品質の確保・向上を目的とした品質セミナーのビデオ配信を実施した。

また、マネジメントシステムの最新情報や業界の動向、今後の方向性などの情報提供を中心としたマネジメントセミナーについては、ライブ配信により開催するとともに、見逃し配信による情報の提供を行った。

3. 技術力の向上と技術力による選定の促進

(1) 社会資本の本格的な維持管理・更新時代を迎え、戦略的・計画的な事業推進が求められており、点検・診断から補修・補強設計等に関する業務体系、技術基準・要領や報酬・積算体系および建設コンサルタントの役割など継続して検討し、発注機関や関係機関に協会の提案事項を発信するとともに、会員へ技術情報の提供を行った。

さらに、RCCM の点検・診断に係わる資格制度等の地方公共団体での活用促進を図るため、意見交換会を通じて要望を行った。

(2) 官民連携（PPP）、民間資金の活用（PFI）および PM/CM など建設生産・管理システムの新たな業務領域の拡大に向けて、建設コンサルタントが果たすべき役割や必要な取り組みに対する調査・研究を行うとともに、会員および地方公共団体等への啓発活動を支部と連携して行った。

(3) 技術力に基づく選定をなお一層促進させるため、国土交通省および地方公共団体における入札・契約制度に関する実態調査や動向調査等を継続して実施するとともに、新たな品確法運用指針に基づき国が公表した調査結果等も踏まえ、地方公共団体へのプロポーザル方式や総合評価落札方式の普及活動を継続して行った。

(4) 建設コンサルタント分野の技術的な課題や懸案事項について、方針・方向性の検討や技術情報の提供を行った。

また、必要に応じて技術相談窓口の運営を行うとともに、新技術や技術基準等に関するセミナー、講習会、勉強会等を本部・支部で開催した。

さらに、各種技術基準等の見直しについて検討を行った。

(5) 海外事業への参入を支援するため、「コンサルタントへの期待」と題した、インフラシステム海外展開 国土交通省セミナーを Web 方式により開催した。

(6) 建設生産・管理システムの効率化を目指す i-Construction (ICT 導入、BIM/CIM 活用など) を積極的に推進するため、国土交通省主導の「BIM/CIM 推進委員会」および関連 WG を通じて、BIM/CIM の成果品のあり方などに関する具体的な検討を行うとともに、各整備局の DX 推進のための研修協力を実施した。

また、建設コンサルタントとして、建設事業における受発注者協働による働き方改革や、建設産業の生産性向上、今後の街・地域づくり、会員企業の生産性向上に資する DX を推進することを目的として「DX 推進特別本部」を設置し、建設コンサルタントにおける DX の推進方策の検討に着手した。

(7) 業務における優れた成果や自主研究開発成果の発表を通じて互いの技術の研鑽を目的とした業務研究発表会を初めて Web 方式により開催した。

(8) RCCM 資格登録者の研鑽のため、資格更新登録の要件となる自主学習システム教材の 2021 年度版の改訂を行った。

また、令和 3 年度においては、令和 2 年度より実施している Web 方式による RCCM 登録更新講習会の講師陣を拡充し、自主学習システムの受講と合わせ 9 月より開始した。

さらに、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した RCCM 資格試験を、令和 3 年 9 月 1 日から 10 月 31 日にかけて CBT 試験（紙を使わずコンピューターで受験する方式）により実施した。

なお、令和 3 年度の受験申込者数は 7,698 人、受験者数は 5,723 人（受験率 74.3%）、合格者は 2,698 人（合格率 47.1%）であった。

[令和元年は、申込 8,355 人、受験 5,659 人（67.7%）、合格 2,371 人（41.9%）]

加えて、講習会講師陣専門分野の拡充検討、Web を活用した自主学習環境の改善等 RCCM 資格制度全般の改善について検討を進めた。

(9) CPD 制度を適正に運用するため、監査員による CPD 監査を実施した。

また、コロナ禍においても、会員の CPD 取得が支援できるように、Web セミナー録画動画の配信に専念することとし、視聴できる本数を増大させた。

4. 広報活動の強化と社会貢献活動の推進

(1) 建設コンサルタントを含めた建設産業界全体のイメージアップを図り、建設コンサルタントの役割や活動が一般国民に理解・評価されるよう、本部と支部との連携や他団体との連携を一層深めるとともに、広報活動の方向性の検討や情報収集、情報共有、それらを踏まえた情報発信を積極的に行った。

令和 2 年度からの新たな取り組みとして、災害時等における建設コンサルタント

の活動およびその貢献を業界内外に示すとともに、職員のモチベーションの向上を図ることを目的に「災害時等に着用するジャケット類」を製作してきたが、各支部の要望を踏まえ、令和3年6月に追加製作分を配布した。

また、建設コンサルタントのイメージアップ企画として、「土木×落語」（新作落語）の第2弾を制作した。

(2) 魅力ある建設コンサルタントの広報活動の推進のため、学生懸賞論文、建コンフォト大賞、建コンフォト大賞 Jr.の公募や支部における講演会、セミナー、出前講座などの活動を継続して行った。

(3) 協会活動、委員会活動の広報と他団体や海外の情報を含めた様々な情報提供のため、ホームページの充実を図るとともに、会誌、年次報告書や建設コンサルタント白書やインフラ整備70年講演録等の発行および各委員会の活動成果を必要に応じてとりまとめ公表した。

(4) 社会資本整備の必要性や建設コンサルタントの理解促進のため、発注機関等への委員派遣や全国の学校への講師派遣等を継続して行った。

また、支部を中心として、まちづくり等へのボランティア活動に積極的に参画した。

(5) 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立や災害申請作業の合理化・適切化など、受発注者協働による災害対応のための環境整備に向け積極的に活動するとともに、支部において締結される行政機関等との災害協定や広域災害時の支援活動等に関する課題について、その対応策などの協議を継続して実施した。

また、災害時対応演習を令和3年度も継続して実施した。

5. 倫理の保持

(1) 令和元年に改定した「倫理綱領」を踏まえ、「建設コンサルタント技術者の倫理」および「建設コンサルタントにおける独占禁止法等遵守のための行動計画」を「建設コンサルタントの倫理」および「建設コンサルタントにおける法令遵守のための行動計画」にそれぞれ改称のうえ、改定を行った。

(2) 職業倫理・コンプライアンスに関する啓発のため、外部の講師を招いた独占禁止法等に関する講習会をビデオ配信により開催するとともに、独占禁止法等遵守マニュアルを第7版として改定し、会員へ周知した。

さらに、社会環境や建設コンサルタントの役割の変化等を踏まえ、倫理基盤の充実のため、会員企業や技術者個人の倫理の啓発、情報収集やモニタリング調査を実施するとともに、「建設コンサルタントにおける独占禁止法等遵守のための行動計画」に基づき、支部ならびに会員企業の行動計画の実施状況を取りまとめた。

6. 社会資本整備のあり方の提言

(1) SDGs（持続可能な開発目標）の17ゴールを建設コンサルタントのビジネスの切り口として捉え、将来のリスクと機会を見据えた長期経営のあり方について検討し、その成果を次期建設コンサルタント白書原稿に反映することとした。

また、インフラを取り巻く環境の未来予想に基づき、建設コンサルタントの新たな役割としてのインフラ経営、地方公共サービス支援、事業主体などについて検討した。

(2) インフラストラクチャー研究所を中心として、社会資本整備の必要性と建設コンサルタントの役割について幅広く国民の理解を得るための広報活動（インフラ整備70年講演会（Web方式）、インフラ研通信等）や、我が国における建設生産・管理システムの向上に関する活動（建設コンサルタント業務の契約のあり方に関する講習等）、建設コンサルタント技術者及び業界に対する技術情報の提供ならびに資質向上のための活動（道路橋技術相談窓口）とともに、建設コンサルタントが携わる可能性のある新たな業務の発掘に向けた研究等を行い、その成果を建設コンサルタント業界に広報した。

また、英国の今後のインフラ戦略をまとめた、「国家インフラ戦略」の翻訳資料を作成した。

(3) 関連団体との連携を強化するため、公益社団法人日本建築家協会との社会資本整備の進め方や新たな事業スキームの検討を始めとして、関連団体の講演会・講習会への参加や情報交換を、支部を含め積極的に行った。

7. 協会組織の充実と活動の強化

(1) 新ビジョンに基づく中期行動計画（2019～2022）の推進を図るとともに、関連委員会および支部の行動成果をとりまとめた。

(2) 協会活動の充実と本部・支部活動の一層の連携を図るため、本部・支部意見交換会をコロナ禍ではあったが、Web方式により引き続き開催した。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策とも相俟って、Web会議を積極的に活用し、会議のペーパーレス化を進めるとともに、会員ホームページの改修に着手した。

また、協会内ネットワークのセキュリティ強化及びテレワークの推進のため、テレワーク時にネットワークに直接アクセスすることなく外部クラウドを活用するなどの環境整備を図った。

8. 支部活動の強化

上記の他、支部においてはコロナ禍ではあったが、地域の状況に対応した支部における様々な事業を積極的に展開した。

II. 試験・登録等特別会計（RCCM・CPD関係等）

(1) RCCM 資格試験の継続実施

RCCM 資格試験を令和 3 年 9 月～10 月にかけて、CBT 試験（PC を利用した試験）により実施した。

(2) RCCM 登録更新に関する業務の実施

平成 5・9・13・17・21・25・29 年度の合格者で登録更新希望者を主な対象に、令和 3 年 9 月より登録更新講習を Web 方式により実施し、令和 4 年 2 月末日まで更新申請を受け付けた。

(3) CPD の登録の推進

RCCM 資格保有者および会員の技術者等の CPD 登録を引き続き推進した。

また、コロナ禍においても、CPD 登録の利便性向上と CPD 制度の信頼性向上を図るため、CPD 記録の登録条件の改訂、解説書の見直しを行った。